

●香川県警察本部告示第3号

道路交通法実施規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月12日

香川県警察本部長 小島 隆雄

道路交通法実施規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程 (道路交通法実施規程の一部改正)

第1条 道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(2以上の警察署長の管轄にわたる場合の駐車許可申請の取扱い)</p> <p>第11条 第7条の規定は、駐車禁止場所が2以上の警察署長の管轄にわたる場合における駐車許可（法第45条第1項ただし書又は<u>第49条の5</u>の規定による許可をいう。以下同じ。）について準用する。</p>	<p>(2以上の警察署長の管轄にわたる場合の駐車許可申請の取扱い)</p> <p>第11条 第7条の規定は、駐車禁止場所が2以上の警察署長の管轄にわたる場合における駐車許可（法第45条第1項ただし書又は<u>第49条の2第5項</u>の規定による許可をいう。以下同じ。）について準用する。</p>

(香川県警察文書公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>別表第2（第7条、第10条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>法令等</th><th>条項号</th><th>権限事務の内容</th><th>公印を押す書面</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～10</td><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 道路交通法 (昭和35年法 律第105号)</td><td>第8条第3項・第45条第1項ただし書 略 <u>第49条の5</u> 第51条第9項～第108条の31第2項第8号 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)～(3)</td><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>12～27</td><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	1～10	略			11 道路交通法 (昭和35年法 律第105号)	第8条第3項・第45条第1項ただし書 略 <u>第49条の5</u> 第51条第9項～第108条の31第2項第8号 略			(1)～(3)	略			12～27	略			<p>別表第2（第7条、第10条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>法令等</th><th>条項号</th><th>権限事務の内容</th><th>公印を押す書面</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～10</td><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 道路交通法 (昭和35年法 律第105号)</td><td>第8条第3項・第45条第1項ただし書 略 <u>第49条の2第5項</u> 第51条第9項～第108条の31第2項第8号 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)～(3)</td><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>12～27</td><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	1～10	略			11 道路交通法 (昭和35年法 律第105号)	第8条第3項・第45条第1項ただし書 略 <u>第49条の2第5項</u> 第51条第9項～第108条の31第2項第8号 略			(1)～(3)	略			12～27	略		
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面																																						
1～10	略																																								
11 道路交通法 (昭和35年法 律第105号)	第8条第3項・第45条第1項ただし書 略 <u>第49条の5</u> 第51条第9項～第108条の31第2項第8号 略																																								
(1)～(3)	略																																								
12～27	略																																								
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面																																						
1～10	略																																								
11 道路交通法 (昭和35年法 律第105号)	第8条第3項・第45条第1項ただし書 略 <u>第49条の2第5項</u> 第51条第9項～第108条の31第2項第8号 略																																								
(1)～(3)	略																																								
12～27	略																																								

附 則

この規程は、平成22年4月19日から施行する。